

## 第 74 回 新型コロナウイルス感染症神奈川県対策本部 次第

日 時 令和 5 年 2 月 20 日（月） 16 時 15 分から

場 所 西庁舎 6 階災害対策本部室

### 議題

今後の県の取組について

# 新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針

令和3年11月19日（令和5年2月10日変更）  
新型コロナウイルス感染症対策本部決定

(略)

### (8) 新型コロナウイルス感染症の感染症法上の位置づけの変更

「新型コロナウイルス感染症の感染症法上の位置づけの変更等に関する対応方針について」（令和5年1月27日新型コロナウイルス感染症対策本部決定）を決定し、オミクロン株とは大きく病原性が異なる変異株が出現するなどの特段の事情が生じない限り、同年5月8日から新型コロナウイルス感染症（COVID-19）について、感染症法上の新型インフルエンザ等感染症に該当しないものとし、5類感染症に位置づけることとした。

## 二 新型コロナウイルス感染症の対処に関する全般的な方針

新型コロナウイルス感染症の感染拡大に備え、「全体像」に基づき、ワクチン接種、検査、治療薬等の普及による予防、発見から早期治療までの流れを更に強化するとともに、最悪の事態を想定した対応を行う。

このため、デルタ株への置き換わり等による令和3年夏のピーク時における急速な感染拡大に学び、今後、感染力が2倍（若年者のワクチン接種が70%まで進展し、それ以外の条件が令和3年夏と同一である場合と比較し、新たな変異株の流行や生活行動の変化等による、「令和3年夏の実質2倍程度の感染拡大が起こるような状況」）となった場合にも対応できるよう、医療提供体制の強化、ワクチン接種の促進、治療薬の確保を進める。

こうした取組により、重症化する患者数が抑制され、病床ひっ迫がこれまでより生じにくくなり、感染拡大が生じても、国民の命と健康

このように、中期的な感染拡大においても、軽症から中等症の重症化リスク因子を有する者が確実に治療を受けられるようにするため、治療薬の作用する仕組みや開発ステージは様々であることも考慮して、複数の治療薬（中和抗体薬、経口薬）の確保に向けて取り組んできた結果、既に一般流通を行っている「レムデシビル」や「モルヌピラビル」をはじめ、複数の治療の選択肢が活用可能となっている。また、重症化リスク因子のない軽症から中等症患者に投与可能な経口薬「エンシトレルビル」が、同年 11 月 22 日に緊急承認され、医療現場に供給されている。

#### （4）感染防止策

新型コロナウイルス感染症の感染経路は、せき、くしゃみ、会話等のときに排出される飛沫やエアロゾルの吸入、接触感染等と考えられていることから、基本的な感染対策が重要である。加えて、政府及び地方公共団体が積極的・戦略的な検査と積極的疫学調査により、感染拡大の起点となっている場所や活動を特定して効果的な対策を講じること、さらに、感染状況に応じて、人流や人との接触機会を削減することが重要である。

基本的な感染対策とは、「三つの密」（①密閉空間（換気の悪い密閉空間である）、②密集場所（多くの人々が密集している）、③密接場面（互いに手を伸ばしたら手が届く距離での会話や発声が行われる）という3つの条件をいう。以下同じ。）の回避、「人と人との距離の確保」、「マスクの着用」、「手洗い等の手指衛生」、「換気」等をいう。

このうち、「マスクの着用」の考え方については、個人の主体的な選択を尊重し、着用は個人の判断に委ねることを基本とし、政府は各個人のマスクの着用の判断に資するよう、感染防止対策としてマスク（不織布マスクを推奨）の着用が効果的である場面などを示すこととする。

- ① 高齢者等重症化リスクの高い者への感染を防ぐため、マスクの着用が効果的な下記の場面では、マスクの着用を推奨する。

- ・ 医療機関受診時
  - ・ 高齢者等重症化リスクが高い方が多く入院・生活する医療機関や高齢者施設等への訪問時
  - ・ 通勤ラッシュ時等混雑した電車やバス（概ね全員の着席が可能であるもの（新幹線、通勤ライナー、高速バス、貸切バス等）を除く。）に乗車する時（当面の取扱）
- ② 新型コロナウイルス感染症の流行期に重症化リスクの高い方が混雑した場所に行く時は、感染から自身を守るための対策としてマスクの着用が効果的であることを周知していく。
- ③ 症状がある方、新型コロナ検査陽性の方、同居家族に陽性者がいる方は、周囲の方に感染を広げないため、外出を控える。通院等やむを得ず外出をする時には、人混みは避け、マスクを着用する。
- ④ 高齢者等重症化リスクが高い方が多く入院・生活する医療機関や高齢者施設等の従事者については、勤務中のマスクの着用を推奨する。

マスクの着用は個人の判断に委ねられるものであるが、事業者が感染対策上又は事業上の理由等により、利用者又は従業員にマスクの着用を求めることは許容される。

この「マスクの着用」の考え方は、円滑な移行を図る観点から、国民への周知期間や各業界団体及び事業者の準備期間等も考慮し、令和5年3月13日から適用することとする。各業界団体においては、上記及び下記の方針に沿って業種別ガイドラインの見直しを行い、現場や利用者へ周知する。同日までの間はこれまでの考え方に沿った対応をお願いする。

なお、「マスクの着用」の考え方の適用に当たっては、以下の点に留意する。

- ・ マスクを着用するかどうかは、個人の判断に委ねることを基本とし、本人の意思に反してマスクの着脱を強いることがないよう、個人の主体的な判断が尊重されるよう周知していく。
- ・ 子供については、すこやかな発育・発達の妨げとならないよう配

慮することが重要であり、保育所等に対してもマスク着用の考え方を周知する。

- ・ 感染が大きく拡大している場合には、一時的に場面に応じた適切なマスクの着用を広く呼びかけるなど、より強い感染対策を求めることがあり得る。ただし、そのような場合においても、子供のマスクの着用については、健康面等への影響も懸念されており、引き続き、保護者や周りの大人が個々の子供の体調に十分注意する必要がある。

「マスクの着用」の考え方の適用後であっても、基本的な感染対策は重要であり、政府は、引き続き、「三つの密」の回避、「人と人との距離の確保」、「手洗い等の手指衛生」、「換気」等の励行について呼びかけることとする。

また、新型コロナウイルス感染症の感染症法上の位置づけが変更された以降は、本方針及び業種別ガイドラインは廃止となり、個人及び事業者は自主的な感染対策に取り組むこととなる。政府は、感染症法上の位置づけ変更後も、自主的な感染対策について必要となる情報提供を行うなど、個人及び事業者の取組みを支援していくこととする。

政府は、これまでの感染拡大期の経験や国内外の様々な研究等の知見を踏まえ、より効果的な感染防止策等を講じていく。また、都道府県は、感染の拡大が認められる場合に、政府と密接に連携しながら、速やかに効果的な感染対策等を講じるものとする。

法第 32 条第 1 項に規定する事態が発生したと認めるときは、緊急事態宣言を発出し、法第 45 条等に基づき必要な措置を講じる。また、法第 31 条の 4 第 1 項に規定する事態が発生したと認めるときは、まん延防止等重点措置として法第 31 条の 6 に基づき必要な措置を講じる。

緊急事態措置区域及び重点措置区域等においては、飲食店の営業時間短縮、イベントの人数制限、県をまたぐ移動の自粛、出勤者数の削減の要請等の感染防止策を講じるとともに、第三者認証制度や別途定めるワクチン・検査パッケージ制度（以下単に「ワクチン・検査パッケージ制度」という。）、対象者に対する全員検査（以下「対象者全員検査」

いては感染対策のガイドライン等（学会の作成したガイドラインや「新型コロナウイルス感染症（COVID-19）診療の手引き」、高齢者施設等においては「介護現場における感染対策の手引き」に基づく対応を徹底する。

## ② 学校・保育所等

学校・保育所等での感染対策については、子供の教育機会を可能な限り確保するとともに、子供や教育現場、医療現場の負担に配慮して効果的・効率的な対策に取り組む。

また、同年秋以降の感染拡大においては、季節性インフルエンザとの同時流行が予想されており、子供が流行の主体である季節性インフルエンザの感染対策も念頭において、体調不良時に登校や登園を控える、部活動を含めた学校内での換気等による感染対策を推進する。

こうした考え方に基づき、令和4年10月13日のコロナ分科会の提言を踏まえ、具体的な対策を実施する。なお、学校・保育所等においては、この他に以下のことに留意する。

### （学校における取組）

- ・ 「学校における新型コロナウイルス感染症に関する衛生管理マニュアル」等を踏まえた対応を基本としつつ、学校教育活動の実施に当たっては、マスクの着用を求めないことを基本とする。次に掲げる事項に留意する。①基礎疾患等の様々な事情により、感染不安を抱き、引き続きマスクの着用を希望する児童生徒に対して適切に配慮するとともに、換気の確保等の必要な対策を講じること。②地域や学校における新型コロナウイルス感染症や季節性インフルエンザの感染状況等に応じて、学校・教員が児童生徒に対して着用を促すことも考えられるが、そのような場合も含め、児童生徒や保護者等の主体的な判断が尊重されるよう、着脱を強いることがないようにすること。以上のマスクに関する取扱いについては、令和5年4月1日より適用

するものとする。

・ 上記の適用時期にかかわらず、同日より前に実施される卒業式におけるマスクの着用については、卒業式の教育的意義を考慮し、児童生徒等はマスクを着用せず出席することを基本とし、その際の留意事項を示すこととする。

・ 地域の実情に応じ、小学校等内で感染者が複数確認された場合の関係する教職員等に対する検査の実施等を行う。

・ 学齢期の子供がいる医療従事者等の負担等の家庭・地域の社会経済的事情等を考慮し、学校全体の臨時休業とする前に、地方公共団体や学校設置者の判断により、児童生徒等の発達段階等を踏まえた時差登校や分散登校、オンライン学習を組み合わせたハイブリッドな学習形態を実施する。また、学校の臨時休業は、感染状況を踏まえ、学校設置者の判断で機動的に行い得るものであるが、感染者が発生していない学校全体の臨時休業については、児童生徒等の学びの保障や心身への影響等を踏まえ、慎重に検討する。

・ なお、大学等においても適切に対応する。

(保育所・認定こども園等における取組)

・ 保育所等が果たす社会的機能を維持するため原則開所を要請するとともに、医療従事者等の社会機能維持者等の就労継続が可能となるよう、休園した保育所等の児童に対する代替保育を確保するなど、地域の保育機能を維持する。

・ 「保育所における感染症対策ガイドライン」等を踏まえた対応を基本としつつ、感染リスクが高い活動を避けるとともに、児童をできるだけ少人数のグループに分割するなど、感染を広げない形での保育の実践を行う。

・ 2歳未満児のマスク着用は奨めない。

2歳以上児についても、マスクの着用は求めない。あわせて、基礎疾患がある等の様々な事情により、感染不安を抱き、引き



続きマスクの着用を希望する子供や保護者に対して適切に配慮するとともに、換気の確保等の必要な対策を講じることとする。以上のマスクに関する取扱いについては、令和5年3月13日より適用するものとする。

- ・ 地域の実情に応じ、感染者が発生した場合の早期の幅広い検査の実施等を行う。

### 3) 保健医療への負荷が高まった場合の対応

令和3年11月8日のコロナ分科会提言で示されたレベル分類について、医療のひっ迫度に着目する基本的な考え方は維持しながら、オミクロン株に対応し、外来医療の状況等に着目したレベル分類（以下「新レベル分類」という。）に見直した上で、各段階に応じた感染拡大防止措置を講じる。

また、「今秋以降の感染拡大で保健医療への負荷が高まった場合の対応について」（令和4年11月18日新型コロナウイルス感染症対策本部決定）に基づき、新レベル分類における各段階に応じた協力要請・呼びかけを行う。

#### ① 「医療ひっ迫防止対策強化宣言」に基づく対策

新レベル分類の「レベル3 医療負荷増大期」においては、地域の実情に応じて、都道府県が「医療ひっ迫防止対策強化宣言」を行い、住民に対して、感染拡大の状況や、医療の負荷の状況に関する情報発信を強化するとともに、より慎重な行動の協力要請・呼びかけを実施すること、事業者に対して、多数の欠勤者を前提とした業務継続体制の確保に関する協力要請・呼びかけを実施すること等を選択肢とした取組を行う。国は、当該都道府県を「医療ひっ迫防止対策強化地域」と位置付け、既存の支援に加え、必要に応じて支援を行う。

#### ② 「医療非常事態宣言」に基づく対策

新レベル分類の「レベル3 医療負荷増大期」において、急速な感染拡大が生じている場合や、上記の「医療ひっ迫防止対策強

## マスク着用の考え方の見直し等について

令和 5 年 2 月 10 日

新型コロナウイルス感染症対策本部決定

### 1. マスク着用の考え方の見直しについて

#### (1) 見直しの概要

- ▶ 新型コロナウイルス感染症対策におけるマスクについては、屋内では基本的にマスクの着用を推奨するとしている現在の取扱いを改め、行政が一律にルールとして求めるのではなく、個人の主体的な選択を尊重し、着用は個人の判断に委ねることを基本とし、政府は各個人のマスクの着用の判断に資するよう、感染防止対策としてマスクの着用が効果的である場面などを示し、一定の場合にはマスクの着用を推奨する。
- ▶ このマスク着用の考え方の見直しは、円滑な移行を図る観点から、国民への周知期間や各業界団体及び事業者の準備期間等も考慮して3月13日から適用するほか、学校におけるマスク着用の考え方の見直しは4月1日から適用することとし、それまでの間はこれまでの考え方(※1)に沿った対応をお願いします。

※1 新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針(令和3年11月19日新型コロナウイルス感染症対策本部決定)(抜粋)

- ・屋内において、他者と身体的距離(2m以上を目安)がとれない場合、他者と距離がとれるが会話を行う場合、屋外において他者と距離がとれず会話を行う場合は、マスクの着用を推奨する。また、高齢者等との面会時や病院内など、重症化リスクの高い者と接する場合にはマスクの着用を推奨する。マスクは不織布マスクを推奨する。なお、屋内において他者と身体的距離がとれて会話をほとんど行わない場合は、マスク着用は必要ない。
- ・屋外において、他者と身体的距離が確保できる場合、他者と距離がとれ

ない場合であっても会話をほとんど行わない場合は、マスクの着用は必要なく、特に夏場については、熱中症予防の観点から、マスクを外すことを推奨する。

- ・また、乳幼児(小学校に上がる前の年齢)のマスクの着用には注意が必要であり、特に2歳未満では推奨されない。2歳以上の就学前の子供についても、個々の発達の状況や体調等を踏まえる必要があることから、他者との身体的距離にかかわらず、マスク着用を一律には推奨しない。なお、本人の体調がすぐれず持続的なマスクの着用が難しい場合は、無理に着用する必要はなく、マスクを着用する場合は、保護者や周りの大人が子供の体調に十分注意した上で着用すること。

## (2) 着用が効果的な場面の周知等

- 高齢者等重症化リスクの高い者への感染を防ぐため、マスク着用が効果的な下記の場面では、マスクの着用を推奨する。

- ✓ 医療機関受診時
- ✓ 高齢者等重症化リスクが高い者が多く入院・生活する医療機関や高齢者施設等への訪問時
- ✓ 通勤ラッシュ時等混雑した電車やバス（※2）に乗車する時（当面の取扱）

※2 概ね全員の着席が可能であるもの（新幹線、通勤ライナー、高速バス、貸切バス等）を除く。

- そのほか、新型コロナウイルス感染症の流行期に重症化リスクの高い者が混雑した場所に行く時については、感染から自身を守るための対策としてマスクの着用が効果的であることを周知していく。

## (3) 症状がある場合等の対応

- 症状がある者、新型コロナウイルス感染症の検査陽性の者、同居家族に陽性者がいる者は、周囲の者に感染を広げないため、外出を控える。通院等やむを得ず外出をする時には、人混みは避け、マスクを着用する。

#### (4) 学校における対応

- ▶ 学校教育活動の実施に当たっては、マスクの着用を求めないことを基本とする。
- ▶ 併せて、下記を教育委員会・学校等に対して周知していくとともに、適切な対応を求めることとする。
  - ✓ 基礎疾患等の様々な事情により、感染不安を抱き、引き続きマスクの着用を希望する児童生徒に対して適切に配慮するとともに、換気の確保等の必要な対策を講じること。
  - ✓ 地域や学校における新型コロナウイルス感染症やインフルエンザの感染状況等に応じて、学校・教員が児童生徒に対して着用を促すことも考えられるが、そのような場合も含め、児童生徒や保護者等の主体的な判断が尊重されるよう、着脱を強いることがないようにすること。
- ▶ 上記の見直し時期にかかわらず、4月1日より前に実施される卒業式におけるマスクの着用については、卒業式の教育的意義を考慮し、児童生徒等はマスクを着用せず出席することを基本とし、その際の考え方を示すこととする。

#### (5) 医療機関や高齢者施設等における対応

- ▶ 高齢者等重症化リスクが高い者が多く入院・生活する医療機関や高齢者施設等の従事者については、勤務中のマスクの着用を推奨する。

#### (6) 事業者における対応

- ▶ マスクの着用は個人の判断に委ねられるものであるが、事業者が感染対策上又は事業上の理由等により、利用者又は従業員にマスクの着用を求めることは許容される。
- ▶ 各業界団体においては、1. 及び2. の方針に沿って「業種別ガイドライン」の見直しを行い、現場や利用者へ周知する。

## (7) 留意事項

- マスクを着用するかどうかは、個人の判断に委ねることを基本とし、本人の意思に反してマスクの着脱を強いることがないよう、個人の主体的な判断が尊重されるよう周知していく。
- 子どもについては、すこやかな発育・発達の妨げとならないよう配慮することが重要であり、保育所等に対してもマスク着用の考え方を周知する。
- なお、感染が大きく拡大している場合には、一時的に場面に応じた適切なマスクの着用を広く呼びかけるなど、より強い感染対策を求めることがあり得る。ただし、そのような場合においても、子どものマスク着用については、健康面等への影響も懸念されており、引き続き、保護者や周りの大人が個々の子どもの体調に十分注意する必要がある。

## 2. 基本的な感染対策について

- マスク着用の考え方の見直し後であっても、新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針（令和3年11月19日新型コロナウイルス感染症対策本部決定。以下「基本的対処方針」）に基づく基本的な感染対策は重要であり、引き続き、「三つの密」の回避、「人と人との距離の確保」、「手洗い等の手指衛生」、「換気」等の励行をお願いする。
- 新型コロナウイルス感染症（COVID-19）の感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号。以下「感染症法」という。）上の位置づけが変更された以降は、基本的対処方針及び「業種別ガイドライン」は廃止となり、個人及び事業者は自主的な感染対策に取り組むこととなる。政府は、感染症法上の位置づけ変更後も、自主的な感染対策について必要となる情報提供を行うなど、個人及び事業者の取組みを支援していく。



# 今後の県の取組について

(令和5年2月10日の国の対処方針の変更を踏まえて)

令和5年2月20日

# 県民に対して

現在（～3月12日）

## 1 一人ひとりが徹底用心（法によらない働きかけ）

○M・A・S・Kなど基本的な感染防止対策の再徹底

- ・適切なマスクの着用、三密の回避、手洗い等の手指衛生、効果的な換気等
- ・会食の際は、短時間、少人数で、マスク飲食の実践

○高齢者や基礎疾患がある方など重症化リスクの高い方を感染から守る対策の徹底

- ・高齢者や基礎疾患のある方や同居家族は家庭内でもマスク着用などの「うつつまゝ、うつらまゝ」対策の実施
- ・高齢者施設の従事者は、抗原検査キットによるセルフテストを積極的に活用

○マスク飲食実施店の利用

○ワクチン接種の積極的な検討

○感染時の自宅療養に備えた抗原検査キットや食料等の備蓄

○療養期間中の外出等の際は、マスク着用の徹底

## 2 セルフテストと陽性者登録（法によらない働きかけ）

○体調に異変を感じたら抗原検査キットによるセルフテスト

○感染した場合は、リスク者以外の方は、「陽性者登録窓口」への登録を第一の選択肢に

3月13日～5月7日

## 1 一人ひとりが徹底用心（法によらない働きかけ）

○基本的な感染防止対策の徹底

- ・同左

・削除

・国の方針を踏まえたマスク着用の見直しの呼びかけ

○高齢者や基礎疾患がある方など重症化リスクの高い方を感染から守る対策の徹底

・削除

- ・同左

・受診や面会等で医療機関や高齢者施設等を訪問するときは引き続きマスク着用

○飲食店等感染防止対策実施店の利用

○同左

○同左

○同左

## 2 セルフテストと陽性者登録（法によらない働きかけ）

○同左

○同左

# 国の方針を踏まえたマスク着用の見直しの呼びかけ

マスクを着用するかどうかは、個人の判断に委ねることを基本とし、本人の意思に反してマスクの着脱を強いることがないよう、個人の主体的な選択を尊重する。【適用日:3月13日】

但し、重症化リスクの高い方に感染を広げないために、以下の場面ではいつもマスク着用

○医療機関への受診時・面会時

○重症化リスクの高い方が入院・生活する高齢者施設等への訪問時

また、混雑した電車やバスへの乗車時は、マスクの着用を推奨

なお、以下の場面も、マスク着用について留意

○感染流行期に重症化リスクの高い方が混雑した場所に行く時は、マスクを着用する。

○施設の利用やイベント参加時に事業者から着用を呼びかけられた時は、マスクを着用する。


○症状がある方、検査陽性の方、及び同居家族に陽性者がいる方は、外出を控える。

通院等やむを得ず外出する時には、人混みは避け、マスクを着用する。

※文部科学省通知等により、学校は、4月1日からマスク着用を求めないことを基本とする。



# 飲食店・大規模集客施設等に対して

	現在(~3月12日)	3月13日~5月7日 
飲食店等	<p>○短時間、少人数、マスク飲食などの感染防止対策の推奨(法によらない働きかけ)</p> <p>○飲食店等での感染対策の強化、特に換気とマスクの適切な着用・マスク飲食(法によらない働きかけ)</p> <p>○業種別ガイドライン遵守(法第24条第9項)</p> <p>○マスク飲食実施店認証制度の取組の継続(法によらない働きかけ)</p>	<p>○削除</p> <p>○削除</p> <p>○同左</p> <p>○飲食店等感染防止対策実施店認証制度の取組の継続(法によらない働きかけ) (マスク飲食に関する認証項目は削除)</p>
大規模集客施設等	<p>○人が集まる場所での感染対策の徹底(法によらない働きかけ)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 従業員への検査の勧奨</li> <li>・ 適切な換気</li> <li>・ 手指消毒設備の設置</li> <li>・ 入場者の整理・誘導</li> <li>・ 発熱者等の入場禁止</li> <li>・ 入場者へのマスクの着用等の周知</li> </ul> <p>○業種別ガイドライン遵守(法第24条第9項)</p>	<p>○人が集まる場所での感染対策の徹底(法によらない働きかけ)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・</li> <li>・</li> <li>・</li> <li>・</li> <li>・</li> </ul> <p>同左</p> <p>・ 削除</p> <p>○同左</p>

# イベントに対して

現在(～3月12日)

3月13日～5月7日

○次の人数上限を遵守(法第24条第9項)  
(令和5年1月27日(金)～)

	感染防止安全計画 策定・提出 (注1)	その他 (感染防止策チェックリスト 作成・公表)
人数上限	収容定員まで	5,000人又は収容定員50% のいずれか大きい方
収容率上限	100%	

※収容率上限と人数上限でどちらか小さいほうを  
限度(両方の条件を満たす必要)  
(注1)5,000人超かつ収容率50%超のイベントに適用

○感染防止対策の徹底(法によらない働きかけ)

○業種別ガイドライン遵守(法第24条第9項)

○同左

○同左

○同左

事業者向け  
イベント

# その他

## 【事業者全般に対して①】

- 職場における感染防止のための取組(テレビ会議の活用等)(働きかけ) (継続)
- 在宅勤務(テレワーク)等の推進(働きかけ) (継続)
- 業種別ガイドライン遵守(法第24条第9項) (継続)
- マスク着用見直しを踏まえた業種別ガイドラインの変更に基づく施設での対応や準備(新規)

## 【事業者全般に対して②】(継続)

- 従業員や児童生徒等からコロナ感染による休暇取得を求められた場合、証明のための医療機関の受診や、療養証明書の提出を求めず、必要な場合は診療明細書、セルフテストの画像、県の陽性者登録窓口に登録後に送られた受付確認メール等代替書類※の提出により休暇を認める。(働きかけ)

※ 生命保険協会ホームページ参照 <https://www.seiho.or.jp/info/news/2022/20220901.html>

# その他県の取組

## 【無料検査事業（一般検査事業）】（法第24条第9項による検査の推奨）（継続）

- 不安を感じる県民の方に身近な場所での検査の機会を提供する「無料検査事業」における一般検査事業は、**制度が続く間は、感染状況等により必要に応じて継続**

## 【公立学校等における取組】（継続）

- 「県教育委員会における今後の教育活動等について」に基づき、必要な対応を図る。

## 【県機関における対応】（継続）

- 「新型コロナウイルス感染症の拡大防止に向けた県の基本方針」に基づき対応
  - ・ 「全庁コロナ・シフト」の維持に向け、事業見直しを徹底し、感染拡大期等には、職員確保を優先
  - ・ 県が主催するイベントの原則中止・延期はしないが、感染状況に応じ、事業の中止や実施方法、着手時期を見直す

# 新型コロナウイルス感染症の拡大防止に向けた県の基本方針

令和2年2月26日策定

令和5年2月20日変更

新型コロナウイルス感染症対策の神奈川県対処方針に定める「県機関における取組」については、次のとおりとする。

## 1 全庁を挙げた対策の実施

全部局・任命権者が新型コロナウイルス感染症神奈川県対策本部体制の下、県民の命や生活を守るため、医療提供体制の維持や県内経済の安定に向けて、「全庁コロナ・シフト」を継続する。

## 2 「全庁コロナ・シフト」の維持に向けた事業の見直し等

「全庁コロナ・シフト」の考え方に基づき職員を確保する観点から、全ての事業及び内部管理事務について、業務プロセスや手法の徹底的な効率化に努める。

また、感染拡大期など職員確保を優先すべき時には、県民生活に直結する事業や法令により実施が義務付けられている事業を除いた全ての事業について、中止又は延期を前提とした見直しを行う。

なお、県が主催するイベントの原則中止・延期はしないが、感染状況に応じ、事業の中止や実施方法、着手時期を見直す。

## 3 新しい生活様式の定着に向けた取組

### (1) 職員向け対策

- 職員一人ひとりが、日常の感染防止対策を徹底するとともに、すべての所属において換気や消毒など職場の感染防止対策を徹底する。

なお、マスクの着用については、令和5年3月13日以降、基本的に個人の判断に委ねられるが、医療機関等においては常時着用するほか、窓口等で県民から求められた場合はマスクを着用するなど、県民に不安を与えないよう適切な対応をとることとする。

- テレワークやリモート会議等を率先して実施し、職場への出勤者を減らすことにより、職員の感染を防止するとともに、感染により勤務が不可能となる職員の急増に伴う所属機能の停止を回避する。
- 業務のデジタル化を積極的に推進することにより、オフィスへの通勤や対面での業務を前提としない働き方を定着させていく。
- なお、これらの対策の具体的な対応については、状況の変化に応じて、適宜通知により周知徹底を図る。

### (2) 県民利用施設（\*入所施設を除く）

個々の施設の実情に応じて、基本的な感染防止対策を徹底したうえで、運営する。

### (3) 県民等への対応

県民や事業者の皆様ができるだけ来庁しなくてすむように、県への提出物等について、オンライン申請の導入を積極的に進めるとともに、郵送等による提出を周知・要請する。

また、県民や事業者の皆様が来庁した場合に備えて、窓口における透明間仕切りシートなどの感染防止対策を実施する。

なお、マスク着用については、(1)と同様とする。

業務上やむを得ず、県民や事業者等の相手方へ訪問する際には、最低限の人数・時間とし、感染症の拡大防止対策に十分留意した上で行う。

# 新型コロナウイルス感染症対策の神奈川県対処方針

令和2年3月30日策定

令和5年2月20日変更

新型コロナウイルス感染症神奈川県対策本部

新型コロナウイルス感染症に関して、次の方針で対応する。

## 1 情報提供・相談対応

- ホームページ、SNSなど、様々な媒体を活用し、人と人の距離の確保、3つの密を避ける行動など、基本的な感染防止対策や、新しい生活様式への行動変容を促す啓発に努める。
- ホームページの特設サイトで、新型コロナウイルス感染症に関する様々な情報や、影響を受けている県民や事業者に対する支援など、総合的な情報発信に努める。
- 最新の感染状況については、ホームページやSNSを通じて、迅速に情報提供を行う。
- LINE公式アカウント「新型コロナ対策パーソナルサポート」の普及促進に努める。
- 新型コロナウイルス感染症専用ダイヤル等を通じて、健康・医療、経営など、県民の相談にきめ細かく対応する。

## 2 まん延防止対策

### (1) 新しい生活様式の定着促進

- 県民へ新しい生活様式の普及と定着の促進を図る。また、感染防止対策がされていない場所へ行くことを控えることを周知する。

### (2) 事業者における感染防止対策の促進

- 在宅勤務、時差出勤など、人との接触機会を低減する取組を促進する。
- 事業者の感染防止対策を支援するため、標準的なガイドラインの公表、周知を図り、感染防止に必要な設備整備等に対する財政支援を行う。
- 事業者がガイドライン等に基づく感染防止対策を見える化できるよう、「感染防止対策取組書」を普及、促進する。また、「マスク飲食実施店」認証制度（令和5年3月13日以降、マスク飲食に関する認証項目を削除し、名称を「飲食店等感染防止対策実施店」認証制度に改める）の取組を普及、促進する。

### (3) イベントの開催制限

- 別紙「3 イベントの開催制限について」のとおりとし、具体的な条件については、国の事務連絡によるものとする。
- イベントの開催にあたっては、感染防止対策を講じるとともに「感染防止対策取組書」を掲示するよう周知する。  
なお、リスクへの対応が整わないと判断される場合は、中止又は延期等、主催者に慎重な対応を求める。

### (4) 感染拡大に向けた対応

#### ア 感染状況の評価

- 県は、より医療ひっ迫の状況に重点を置いた4つのレベル分類に基づき、県内の感染状況や医療ひっ迫の状況等を評価し、必要な対策を遅滞なく講じる。(別紙「1 レベル分類」のとおり)

#### イ 感染防止等の措置

- 本県の感染状況を踏まえ、国の基本的対処方針や政府の分科会提言等に基づき、外出自粛や営業時間短縮等の必要な措置を行う。

#### ウ まん延防止等重点措置の対象区域とされた際の対応

- まん延防止等重点措置の対象となった場合は、「特措法に基づくまん延防止等重点措置に係る神奈川県実施方針」を定め、まん延防止等重点措置等を実施する。

#### エ 緊急事態宣言が出された際の対応

- 本県が緊急事態宣言の対象となった場合は、「特措法に基づく緊急事態措置に係る神奈川県実施方針」を定め、緊急事態措置等を実施する。

### (5) 学校等における取組

#### ア 公立学校等における取組

- 「県教育委員会における今後の教育活動等について」に基づき、必要な対応を図る。

#### イ 私立学校、大学等における取組

- 私立学校、大学等においても適切な対応を求める。

### (6) 県機関における取組

- 「新型コロナウイルス感染症の拡大防止に向けた県の基本方針」に基づき、必要な対応を図る。



### 3 医療提供体制の確保

- 市町村や地域の関係機関等と連携・協力しながら、医療崩壊を防ぐための現場起点の医療提供体制「神奈川モデル」を維持・進化させ、医療・福祉・高齢者等の保護に取り組み、感染者数を極限まで抑える。
- 検査体制については、医師が必要と判断した場合に迅速に検査が受けられるよう、外来診療や検査キャパシティの拡充を図る。
  - ・医師会等の関係団体と連携し、地域の実情に応じた地域外来・検査センター等の設置を推進
  - ・民間の検査機関等も含めた検査能力の拡大
  - ・スマートアンプ法の導入によるPCR検査の迅速化や、抗原検査・抗体検査の導入など、多様な検査手法の活用
  - ・抗原検査キットの活用による感染拡大防止策の推進
- 感染拡大の段階に応じて、重症・中等症・軽症など症状に応じた適切な医療を迅速に提供するため、病床や宿泊療養施設、搬送手段等の確保に努める。
  - ・高度医療機関、重点医療機関、重点医療機関協力病院相互の連携による病床確保
  - ・軽症者・無症状者のための宿泊療養施設の確保
- 病床確保については、新型コロナウイルス感染症患者の急増局面や減少局面等、感染状況の変化に速やかに対応するため、本県で病床の拡大等を要請する段階について、別紙「2 病床確保フェーズ」として設定する。

病床確保フェーズの移行については、入院患者の増加状況（減少状況）や一般医療への負荷等を総合的に判断し、神奈川モデル認定医療機関に病床確保等の要請を行う。

なお、病床拡大を要請した場合は、3週間以内に必要な即応病床数を確保する。
- 新型コロナウイルス感染症患者の重症化防止を図るため、医学的アプローチを前倒しした新戦略を推進する。

具体的には、全世代に対しワクチン接種を積極的に推進するほか、早期に対症療法薬等を処方・投与するための早期薬剤処方指針を策定するとともに、中和抗体薬療法の投与体制を構築する。
- 小児や精神疾患患者などをはじめ、患者の特性や生活環境に応じて、きめ細やかな医療を提供できるよう「神奈川モデル」の充実を図る。
- 医療機関や福祉施設等における院内感染の防止に向けて、必要な物資等の提供を速やかに行うとともに、クラスター等の発生時には専門的な

チーム（C-CAT）を派遣するなど、適切な支援を行う。

- 医療機関や関係施設等の従事者や家族などへの偏見や風評被害を防止するための啓発に努めるとともに、医療従事者等へのこころのケアなどの支援に取り組む。

#### 4 経済・雇用対策等

- 新型コロナウイルス感染症の影響を受けている中小企業への経営相談や、制度融資を活用した金融支援などにより、中小企業の経営安定化に努める。
- ~~店舗における感染防止対策への支援や、~~売上げが減少している事業者の再起促進支援や、緊急事態宣言に伴う休業に対応した事業者への支援等を進める。
- 新型コロナウイルス感染症の影響で、内定を取り消された方が生活費を得ながら、就職活動が行えるよう、緊急雇用対策を進める。
- 新型コロナウイルス感染症の影響で、生活に困窮する県民を対象に、くらし、住まい、しごとの相談をワンストップで受け付ける生活支援総合相談窓口を運営する。
- これら支援策について、国等の支援策とあわせ、県民、事業者にわかりやすく周知する。

#### 5 物資・資機材の確保

- 医療機関や社会福祉施設、教育機関などで不足するマスクや消毒液などの物資について、国や他の自治体、協定事業者への要請などにより調達、供給に努める。

#### 6 本部体制の充実

- 特措法に基づく本部体制の下、引き続き、全庁が緊密に連携して、新型コロナウイルス感染症対策に取り組む。

#### 7 その他

- 本方針に定めた対策や体制は、状況の変化に応じて、更なる強化や、通常に戻すなど、柔軟に対応する。また、国が状況の変化に応じて発出する通知等を参考に適切に対応する。

## 1 レベル分類

レベル(L)	保健医療の負荷の状況	社会経済活動の状況	感染状況	具体的対策
L4 医療機能不全期 (避けたいレベル)	<p>&lt;外来&gt; ○通常医療を含めた外来医療全体がひっ迫し、機能不全の状態</p> <p>&lt;入院&gt; ○救急車を要請されても対応できない状況が発生する。 ○入院できずに自宅や宿泊での療養中に死亡する者が多数発生する</p>	職場の欠勤者が膨大になり、社会インフラの維持に支障が生じる	想定を超える膨大な数の感染者が発生する	
L3 医療負荷増大期	<p>&lt;外来&gt; ○発熱外来・救急外来に多くの患者が殺到し、重症化リスクの高い者がすぐに受診できない状況が発生する</p> <p>&lt;入院&gt; ○重症患者の救急搬送に支障をきたしている ○医療従事者の欠勤者が継続して上昇傾向で、院内クラスターが多数発生するなどにより、重症患者の受入が困難になる</p>	職場に欠勤者が多数発生し、業務継続が困難になる事業者が多数発生する	医療の負荷を増大させるような数の感染者が発生する	<p><b>【社会への要請】</b></p> <p>○ 医療非常事態宣言 (レベル4回避のため、県民・事業者に対してより強力な要請・呼びかけ)</p> <p>○ 医療ひっ迫防止対策強化宣言 (県民・事業者に対して医療体制の機能維持・確保、感染拡大防止措置、業務継続体制の確保等に係る要請・呼びかけ)</p>
L2 感染拡大初期	<p>&lt;外来&gt; ○発熱外来の患者数が急増し、負荷が高まる ○救急外来の受診者数が増加する</p> <p>&lt;入院&gt; ○入院調整がスムーズにいかなくなる ○医療従事者の欠勤者数が上昇傾向となる</p>	職場に欠勤者が多数発生し、業務継続に支障が生じる事業者が出始める	感染者数が急速に増え始める	
L1 感染小康期	○外来医療、入院医療ともに負荷は小さい		感染者数は低位で推移している	

○ レベル判断については、上記表記載の基準を参考に、総合的に判断し、決定することとする。

○ 個々の具体的対策を講じる時期については、表記載の状況等を総合的に判断し、柔軟に対応することとする。

○ 病床使用率、重症病床使用率は、指標ではなく、参考情報として扱う。

## 2 病床確保フェーズ

令和4年11月16日以降

	フェーズ0	フェーズ1	フェーズ2	フェーズ3	フェーズ4	災害特別
確保病床数	120	1,000	1,300	1,700	2,200	2,200+400
うち 重症病床数	20	100	130	160	210	210+60

※ 病床確保について、第7波から、各医療機関の実情に応じて、県の定めるフェーズより上のフェーズの確保病床まで引き上げることが可能とする柔軟な運用を開始している。

## 3 イベントの開催制限について

		感染防止安全計画 (注1)	その他
緊急事態措置区域	人数上限	10,000人 (対象者全員検査により、 収容定員まで追加可)	5,000人
	収容率上限	100%(注2)	大声なし:100% 大声あり:50%
重点措置区域	人数上限	収容定員まで	5,000人
	収容率上限	100%(注2)	大声なし:100% 大声あり:50%
その他区域	人数上限	収容定員まで	5,000人又は収容定員50%の いずれか大きい方
	収容率上限	100%	

※収容率上限と人数上限でどちらか小さいほうを限度(両方の条件を満たす必要)

(注1)5,000人超かつ収容率50%超のイベントに適用(緊急事態措置区域、重点措置地域においては、5,000人超)

(注2)緊急事態措置区域、重点措置区域における安全計画策定イベントでは、基本的に「大声なし」の担保が前提

## 県教育委員会における今後の教育活動等について

### 1 公立学校における対応について

#### (1) 県立学校

令和5年3月31日までの間、引き続き基本的な感染防止対策を徹底しながら、次のとおり対応する。

##### ア 卒業式について

令和5年2月10日付け文部科学省通知を踏まえ、県立高等学校等の式場の状況等も考慮し、卒業式の実施上の留意事項等について、改めて次のように整理した。

##### (ア) 基本的な考え方

- 式場の換気等の基本的な感染防止対策を徹底した上で実施する。
- 卒業式の教育的意義等を考慮し、卒業生については、式典全体を通じてマスクの着用を求めないこととする。
- 教職員や在校生については、式典全体を通じて、マスク着用を促すこととする。
- 保護者、来賓については、式典全体を通じて、マスクの着用など基本的な感染防止対策への協力を求める。

##### (イ) 留意事項等

- 卒業生については、国歌や校歌、その他の歌を歌う際は、可能な限り間隔をあけることとした上で、マスクの着用を促すものとする。その他の場面においては、基本的にマスクの着用を求めないが、座席間の距離が確保できない場合は、会話を控えるよう指導する。
- 校長や児童・生徒等が、壇上で、式辞、祝辞、送辞、答辞等を述べる際は、周囲の者と十分な距離が確保できることから、マスクの着用を求めないこととする。
- クラス担任等が卒業生を呼名する際は、周囲の者と十分な距離を確保の上、マスクの着用は求めないこととする。
- 様々な事情により感染への不安のある児童・生徒等、マスクを着用したい児童・生徒等もいることを踏まえ、児童・生徒等にマスクの着脱のいずれも強いることがないよう十分に配慮して指導する。
- この度のマスクの取扱いにより、マスクの着用の有無による差別や偏見等がないよう、児童・生徒等に対し適切に指導する。

#### イ 令和5年4月1日以降の対応について

- 令和5年2月10日決定の「新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針」において、「学校の教育活動の実施に当たっては、マスクの着用を求めないことを基本とする」とし、令和5年4月1日から適用するとされている。文部科学省は、その留意事項等を改めて通知するとしていることから、今後、文部科学省から示される改訂された衛生管理マニュアルや留意事項等を踏まえ県立学校における対応について検討し、学校に通知する。

#### (2) 市町村立学校

上記の県立学校における対応を踏まえた上で、必要に応じて県教育委員会と協議し、それぞれの地域における感染状況に応じた対応をとるよう、市町村教育委員会に依頼する。

### 2 県立社会教育施設における対応について

- 社会教育施設については、基本的な感染防止対策を徹底しながら通常開館する。

## 知事メッセージ

本県における新型コロナの新規陽性者は1月から減少傾向にあり、医療機関のひっ迫状況も改善してきました。県民の皆さん、お一人おひとりが、基本的な感染防止対策にご協力いただいたことに改めて深く感謝申し上げます。

こうした中、2月10日に、マスクの着用に関する政府の方針が示されました。

3月13日からは、個人の判断を尊重することになりますので、県民の皆さんが、マスクを着用するかどうかは、ご自身の判断で決めてください。

また、他人に対してマスクの着脱を強いることは避けてください。

ただし、重症化リスクの高い方に感染を広げないために、「医療機関への受診時や面会時」「高齢者施設等への訪問時」には、いつもマスクの着用をお願いします。また、「混雑した電車やバス」などでは、引き続き着用をお勧めします。

県のマスク飲食実施店認証制度は、3月13日より、認証条件からマスク飲食に関する項目を削除し、名称を改め、引き続き運用します。

学校でも、4月1日から、基本的にマスクの着用を求めなくなります。

これに先立ち、卒業式では、式典全体を通じて、卒業生は着用を求めないことを、各学校に周知しています。

ウイルスはまだ消えたわけではありませんので、引き続き、手洗いや手指消毒、換気などの基本的な感染防止対策の実践をお願いします。

3年間に及ぶ新型コロナとの戦いも出口が見えてきました。ウィズコロナ社会の実現に向け、引き続き、ご理解とご協力をお願いします。

令和5年2月20日

神奈川県知事 黒岩 祐治